

第 4 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

市の下水道整備事業については昭和 40 年代に大きな進展があり、昭和 62 年度には公共下水道の普及率は 100%に達しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に一部残る水洗化されていない一般家庭の汲み取り式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、いまだに汲み取りによる収集運搬・処理が必要とされています。これらのし尿については一般廃棄物として市が民間委託により収集を行い、一部事務組合として武蔵村山市に設置された湖南衛生組合の処理施設へ運搬し処理しています。仮設トイレのし尿汲み取りについては、令和 3 年度は年間 378 件の申請にもとづき 387 仮設便槽の収集を実施しました。

昭和 36 年に設置された湖南衛生組合では、公共下水道の進展とともにし尿及び汚泥の処理量が激減し、現在ではピーク時の 100 分の 1 程度となっています。段階的に施設を縮小し、平成 26 年 2 月から平成 29 年 2 月にかけては施設の老朽化に伴い総合的な整備事業を行い、処理量に見合った新処理施設が平成 28 年 4 月から稼働しています。

なお、同組合の構成団体は令和 4 年 4 月現在で武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の 5 市ですが、令和 5 年度より立川市及び国分寺市が加入予定となっています。

表 1-1 公共下水道処理面積、推定処理人口及び普及率

年度	住民基本台帳人口(A)	排水面積(B): ha	処理面積(C): ha	推定処理人口(D)	水洗化人口(E)	面積(C/B)	処理対象(D/A)	水洗化人口(E/A)
平成 29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.9%
平成 30	146,128	1,073	1,073	146,128	146,122	100.0%	100.0%	99.9%
令和元	146,847	1,073	1,073	146,847	146,841	100.0%	100.0%	99.9%
令和 2	147,677	1,073	1,073	147,677	147,672	100.0%	100.0%	99.9%
令和 3	148,235	1,073	1,073	148,235	148,230	100.0%	100.0%	99.9%

*住民基本台帳人口は 10 月 1 日現在の数字。

*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

表 1-2 し尿処理量の推移

年度	総人口	下水道人口	浄化槽人口	し尿人口	し尿収集量(kℓ)	直営(kℓ)	委託(kℓ)	し尿槽清掃(kℓ)
平成 29	145,016	145,008	-	8	91	-	91	112
平成 30	146,128	146,122	-	6	81	-	81	167
令和元	146,847	146,841	-	6	84	-	84	169
令和 2	147,677	147,672	-	5	73	-	73	130
令和 3	148,235	148,230	-	5	68	-	68	104

*総人口は10月1日現在の数字。

*し尿収集量には、仮設便所汲み取り量を含む。

2. し尿処理施設の概要

表 1-3 し尿処理施設の概要

設立年月日	昭和36年6月1日
名 称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地
構成団体	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市 当初「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立許可。 昭和40年5月1日「湖南衛生組合」と名称変更と共に小平市及び大和町 （現東大和市）が加入。
組 織	組合議会議員10名（平成23年4月1日より） 管理者1名、副管理者4名、監査委員2名、会計管理者1名 一般職員3名
処理能力	4.1kℓ／日（平成28年4月より） 前処理希釈放流方式

第2章 今後の取り組み

1. 基本方針

公共下水道の整備が完了していることから、し尿を含めた生活排水についてはすべて下水道での処理がなされるよう、未接続の家庭に対しても水洗化を働きかけます。また、未接続の家庭、及び、毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレやビルピットのし尿の収集・運搬・処理については、適正な体制を維持します。なお、湖南衛生組合へ2市が加入することにつき、生活排水処理について特段の影響はないと思われま

2. 災害時の対応

地震等の災害時においては、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。災害時に避難所等より発生するし尿の処理については、東京都と締結した覚書に基づき都の下水処理場である北多摩一号水再生センターに搬入・処理します。この運用が円滑に行えるよう、民間事業者と協力した搬入訓練も継続して実施します。

一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になったりする事も考えられます。このため、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理などと一体的に検討を進めます。

資料編

資料5 生活排水処理基本計画

5-1 生活排水処理の経緯

1. 概要

本市の下水道の普及状況は、昭和42年でわずか17.8%であり、建設費についてもほとんど一般財源に依存していましたが、昭和45年4月から受益者負担金制度の実施にともない国の補助金や起債が大幅に増えたため、普及率は急激に上昇し、昭和45年1月には第1処理区、昭和49年3月には第2処理区が処理開始となり第3処理区については昭和62年4月より処理開始となりました。これにより全市域100%が供用を行っています。汚水管渠整備率では昭和55年度末で100%となりました。

2. し尿収集のあゆみ

収集の形態は、当初より直営及び業者への委託により処理していました。一旦、中継所構内のし尿中継槽に集められ、大型バキューム車(6,200ℓ)に積み換えて約17km先の湖南衛生組合処理場に搬送して処理していましたが、昭和58年9月より中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

収集は、月2回汲取りし、作業は毎日直営1台、委託1台により全市を直営8地区、委託13地区に分けて1日1地区の割合で収集していました。汲取り収集量は、昭和38年6月の湖南衛生組合処理場稼働後は昭和41年度の収集量50,203.8kℓを最高に減少し続けています。昭和62年度に公共下水道の普及率が100%になったこととともない、昭和63年6月1日より市の直営を廃止し、委託10地区、収集回数を月2回とし、委託1台としました。

し尿処理手数料については、東京都の無料化にともない、本市も昭和54年4月より一般家庭のし尿汲取り手数料を廃止しました。しかしながら、全市域で下水道供用開始後10年を経過した平成9年4月より再び有料化を実施しました。

3. し尿槽の清掃

し尿槽の清掃は、民間の業者に許可を与えて処理し残渣物は100倍に希釈し、構内下水放流装置により処理していましたが、昭和52年8月中止し、中継所内の中継槽に溜め、大型バキューム車で、し尿と同じ湖南衛生組合のし尿処理場へ搬入していました。

しかし、昭和58年9月には中継槽を廃止し、組合まで直送しています。